

社会福祉法人 豊橋市南部保育事業会 一般事業主行動計画

女性の就業継続に必要なワーク・ライフ・バランス、雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和5年4月1日～令和10年3月31日

2. 当法人の課題

・経験の浅い保育士にとって、園の保育方針を推進することが大きな重圧になっている。

・経験豊かな保育士の指導方法が負担に感ずることがある。

・子育て中の女性等時間制約のある職員の就業継続に対する負担感が大きい

・変則勤務職場であることから、早朝の出勤や帰宅が遅くなることもあり、子育て等により時間制約のある職員にとっては、生活と仕事の調和がとりづらい状況となっている。

・土曜日勤務の日もあり、学校行事等と重複することがある。

3. 定量的目標

・年度当初に1回ハラスメント防止を周知する。

・有給休暇の取得率を70%以上にする。

・残業時間を月平均5時間以内にする。

4. 取組内容

ハラスメント防止を周知徹底する

・令和5年4月～各園職員会議において、ハラスメント防止の注意喚起を実施する。

有給休暇の取得推進を図る

・令和5年5月～各園の有給休暇取得率を把握し、園ごとに取得率向上のための取組を検討・推進する。

・令和5年6月～園長会及び理事会で、各園の有給休暇取得率を公表し、評価する。

残業時間管理を徹底する

・令和5年5月～各園の残業時間数を把握し、園ごとに残業時間削減のための取組を検討・推進する。

・令和5年6月～園長会及び理事会で、各園の残業時間数を公表し、評価する。